

法人監査における指摘事項

番号	項目	問題点	望ましい対応	根拠
①	定款の記載事項	法人定款の内容について不備がある。	定款第40条第2項を次のように変更すること。「前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承諾を得なければならない」	租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の17第6項第1号の要件を満たす社会福祉法人の定款の例について
②	役員の適格性	役員等の選任を行う際に、選任する役員等一人ひとりについて決議がされていない。	役員等の選任を行う際の議事は、選任する役員等一人ひとりについて選任理由を説明した上で、決議を行うようにすること。	新しい社会福祉法人制度の運営実務P96
③	評議員会の議事録	評議員会議事録における議事録の作成に係る職務を行った者の氏名について。	議事録の作成に係る職務を行った者の氏名は理事長名を記載すること。	新しい社会福祉法人制度の運営実務P103
④	法人の登記	変更登記の期限が過ぎていた事案。	変更登記の期限内に手続きを行うこと。	社会福祉法第29第1項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条及び第3条
⑤	寄付金	寄付金の取り扱いについて書類の不備がある	寄付金について、寄付金申込書及び領収書が確認できないものがあった。書類については確実に整備をすること。	社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について9の(2)
⑥	付属明細書	付属明細書の作成に不備がある	サービス区分間取引により生じる内部取引については、別紙3⑪拠点区分事業活動明細書により相殺消去をしたことがわかるようにすること。	社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて4

⑦	付属明細書	付属明細書の作成に不備がある	付属明細書別紙3③補助金事業等収益明細書の「うち国庫補助金等特別積立金積立額」及び、別紙3⑧基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書の「当期増加額」に金額が入っていない。対象経費について記載すること。	社会福祉法人会計基準30条
⑧	付属明細書	付属明細書の作成に不備がある	事業活動計算書の国庫補助金等特別積立金取崩額(サービス活動)と付属明細書別紙3⑧基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書の当期減価償却額うち国庫補助金等の額が一致していない。内容を精査すること。	社会福祉法人会計基準30条